

令和6年度エネルギー管理功績者及びエネルギー管理優良事業者等  
関東経済産業局長表彰に関する注意事項

以下の1,2に該当するものを表彰対象外として運用していますので、推薦にあたり注意していただくようお願いします。

- 1 功績者で次のいずれかに該当する者。
  - 1.1 過去に重大な法令違反のあった者。
  - 1.2 所属する事業者等が以下のいずれかに該当する者。
    - イ) 過去5年以内にエネルギーの使用の合理化等に関する法律に違反したもの。
    - ロ) 過去3年以内にエネルギーの使用の合理化等に関する法律以外の法令に違反したもの。
    - ハ) 事業者等の責任により、過去3年以内に公害問題等で自治体等から改善命令等を受けたもの。
    - ニ) 事業者等の過失により、過去3年以内に死亡者の発生等又は被害の範囲が被表彰候補者（法人、事業所等）の範囲内でおさまらないなど、社会的影響が大きい事故や災害が発生したもの。
  - 1.3 エネルギーの使用合理化関与年数が5年未満の者。
- 2 優良事業者等（工場等、荷主、事業者）で、次のいずれかに該当する者。
  - 2.1 過去5年以内にエネルギーの使用の合理化等に関する法律に違反したもの。
  - 2.2 過去3年以内にエネルギーの使用の合理化等に関する法律以外の法令に違反したもの。
  - 2.3 事業者等の責任により、過去3年以内に公害問題等で自治体等から改善命令等を受けたもの。
  - 2.4 事業者等の過失により、過去3年以内に死亡者の発生等又は被害の範囲が被表彰候補者（法人、事業所等）の範囲内でおさまらないなど、社会的影響が大きい事故や災害が発生したもの。
  - 2.5 省エネ法で指定を受けた、特定事業者、特定連鎖化事業者においては、直近のクラス分け評価がSランク以外の者。
  - 2.6 省エネ法で指定を受けた、指定工場においては、直近5年間の原単位（エネルギー消費原単位または電気需要最適化原単位）の改善率の平均が1%未満のもの。
  - 2.7 省エネ法で指定を受けた、指定荷主においては、直近5年間の原単位（エネルギー消費原単位）の改善率の平均が1%未満のもの。
  - 2.8 過去にエネルギー管理に関する経済産業大臣、資源エネルギー庁長官もしくは、経済産業局長の表彰状または感謝状を授与されたもの。ただし、エネルギー管理

優良事業者等について、既にエネルギー管理に関する表彰を受けたことのある事業者等を重ねて局長表彰する場合は、その後のエネルギー管理の進歩、向上が特に顕著であると認められる場合に限ることとする。

上記 2.5～2.7 に該当しても、ベンチマークを達成した事業者及び原単位の悪化理由が外的要因に起因するものは表彰対象外になりません。